

## VoIP 機器レンタル規約

株式会社エディオン（以下「当社」といいます。）は、以下のVoIP 端末機器レンタル規約（以下「本規約」といいます。）に従い、当社のふれあいプラン契約者（以下「契約者」といいます。）に対して、別表に定めるVoIP 端末機器（以下「本VoIP 端末機器」といいます。）のレンタル（以下「本サービス」といいます。）を提供します。

### （本規約の変更）

第1条 当社は、以下の場合に、当社の裁量により本規約を変更できるものとします。この場合の料金その他の提供条件は、変更後の規定に基づくものとします。

（1）本規約の変更が、契約者の一般の利益に適合するとき

（2）本規約の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき

2 当社は、前項第2号による本規約の変更にあたり、変更後の本規約の効力発生日までに、本規約を変更する旨および変更後の本規約の内容とその効力発生日を、事前に相応の期間をもって当社のホームページ（<https://www.enjoy.jp>）、店頭配布物、掲示などで通知します。

### （申込）

第2条 契約者が本サービス申込をするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書又はWeb上の申込画面より手続きを行ってください。

（1）申込者の氏名又は名称

（2）その他申込の内容を特定するための事項

### （申込の承諾）

第3条 当社は、本サービスの申込があったときは、受け付けた順序に従って承諾します。但し、当社は当社の業務の遂行上支障があるときは、その順序を変更することがあります。

2 前項の規定にかかわらず、当社は、次の場合には、本サービスの申込を承諾しないことがあります。

（1）当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

（2）契約者が当社への債務の弁済の履行を現に怠り、もしくは怠るおそれがあるとき。

（3）その他、やむを得ない事由があるとき。

### （契約の成立）

第4条 当社所定の契約申込書による申込に対し、当社所定の手続きを経たうえで、当社が申込の承諾をした日をもって、当社と契約者との間で本規約を内容とするVoIP 端末機器レンタル契約（以下「本契約」といいます。）が成立するものとします。

### （最低利用期間）

第5条 本サービスには、最低利用期間があります。

2 前項の最低利用期間は、本サービスの提供を開始した日から起算して1ヶ月間とします。

### （契約内容の変更）

第6条 契約申込書に記載された契約者の申込内容に変更があるときは、事前に当社に通知していただきます。

### （契約の解約）

第7条 契約者が本契約を解約する場合は、解約しようとする月の10日迄に当社に通知していただきます。

なお、通知が解約しようとする月の10日を過ぎてから届いた場合、当該月の翌月末日の解約となりますので、ご了承ください

(契約違反等による解約)

第8条 契約者が本規約に違反したときは、当社は何らの催告なしに、本契約を解除することができるものとします。

2 前項によらず、約款等を別に定め当社が提供する電気通信サービス契約が解除されたときは、当社は何らの催告なしに、本契約を解除するものとします。

3 前二項によらず、当社が本契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知いたします。

4 第1項もしくは第2項による本契約の解除は、当社の契約者に対する損害賠償請求を妨げないものとします。

5 本条に基づく解除に伴う本VoIP端末機器の撤去及び返還に要する費用は契約者の負担とします。

(VoIP 端末機器の設置及び撤去)

第9条 本VoIP 端末機器の設置、移設、撤去については、契約者の費用負担により、契約者又は当社が行います。

(VoIP 端末機器の種類)

第10条 本サービスにより提供する本VoIP 端末機器の種類は、別表のとおりとします。

(レンタル料金等)

第11条 本VoIP 端末機器のレンタル料金は、別表に定めるとおりとします。

2 本VoIP 端末機器のレンタル料金、本VoIP 端末機器の種類の変更に係る手数料、本VoIP 端末機器の設置、移設、撤去及び保守に要する費用等であって、本契約に基づき契約者に負担していただく費用等は、当社が契約約款もしくは料金表等を別に定め提供する電気通信サービス契約の支払方法に準じて、お支払いいただきます。

(責任の制限)

第12条 当社の責めに帰すべき事由により本VoIP 端末機器に障害が発生し、通常の使用ができなくなったときは、当社は当社の費用負担でその修復に努めるものとします。

2 前項以外の事由により本VoIP 端末機器に障害が発生しその通常の使用ができなくなったときは、契約者の費用負担で当社はその修復に努めるものとします。

3 当社は、本VoIP 端末機器の使用障害が発生した場合、前各項に定める修復に努めますが、VoIP 端末機器の使用障害に伴う損害については、当社に故意又は重大な過失がある場合を除き、損害賠償の責任を負わないものとします。

4 当社は、本VoIP 端末機器の保守点検、修理又は復旧の工事に当たってVoIP 端末機器が接続される通信機器を試験的に利用し、契約者の土地建物その他工作物に損害を与えた場合、それがやむをえない理由によるものであるときは、その損害を賠償しないものとします。

5 契約者による本VoIP 端末機器の使用又は管理に起因して発生したいかなる損害についても当社は何人に対しても責任を負わず、契約者がその責任においてこれを処理、解決するものとします。

(通信機器の機能中断)

第13条 当社は、本VoIP 端末機器の保守、点検、修理、撤去等のため工事上やむをえないときは、契約者の構内に設置されている通信機器の機能の全部又は一部を一時的に中断することがあります。なお、本条に定める中断により契約者または第三者に損害が生じた場合、当社は一切の責任を負わないものとします。

(契約者からの電気の提供)

第14条 本VoIP 端末機器の作動に必要な電源及び電気は、契約者から提供していただきます。

(設置場所への立ち入り等)

第 15 条 当社は、本 VoIP 端末機器の目的とする機能を維持、拡張する上で必要があると認めるときは、予め契約者の承諾を得たうえ、随時設置場所に立ち入ることができるものとします。

(VoIP 端末機器の保管・使用・返還)

第 16 条 契約者は当社の指示及び取扱説明書に従って本 VoIP 端末機器を取り扱うものとします。

2 契約者は、善良な管理者の注意をもって本 VoIP 端末機器を使用管理するものとし、本 VoIP 端末機器の譲渡、転貸、改造、申込設置場所以外への移動及び当社が提供するブロードバンド通信ネットワークサービス契約回線以外への移設をしないものとします。

3 契約者は、本 VoIP 端末機器に添付された標識等を除去、汚損しないものとします。

4 契約者が、自己の責に帰すべき事由により本 VoIP 端末機器を滅失（修理不能、所有権侵害を含む）又は毀損したときは、代替 VoIP 端末機器の購入代金相当額又は本 VoIP 端末機器の修理代をお支払いいただくものとします。

5 本規約第 7 条（契約内容の変更）、第 8 条（契約の解約）、第 9 条（契約違反等による解約）により、本 VoIP 端末機器の返還の事由が発生した場合、その発生した日後 7 日以内に原状に復した本 VoIP 端末機器を当社の指定する方法に従い返還するものとします。但し、これに要する費用は契約者の負担とします。なお、契約者が本 VoIP 端末機器を期日までに返却しない場合は、滅失とみなし、代替 VoIP 端末機器の購入代金をお支払いいただくものとします。代替 VoIP 端末機器の購入代金相当額をお支払後、本 VoIP 端末機器をご返却いただきました場合も、当社が受領した代替 VoIP 端末機器の購入代金相当額の返金は一切行いません。

(申込受付業務等の委託)

第 17 条 当社は、第 2 条（申込）、第 6 条（契約内容の変更）および第 7 条（契約の解除）の申込の受付に係る業務を契約者の契約者回線等と相互接続通信を行う協定事業者等に委託する場合があります。

(裁判管轄)

第 18 条 本契約に関する紛争については、大阪地方裁判所または大阪簡易裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とします。

別表

VoIP 端末機器の種類	レンタル料金
BR 5 0 0 VC	月額基本料金 500 円（税込価格 550 円）

附則

(実施期日)

本規約は、2014 年 2 月 26 日から実施します。

附則

(実施期日)

本規約は、2020 年 4 月 1 日から実施します。

附則

(実施期日)

本規約は、2020 年 12 月 1 日から実施します。

附則

(実施期日)

本規約は、2023 年 4 月 18 日から実施します。